

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する法改正事項説明会
議事録

日時：平成31年2月27日（水）14：00～15：00

場所：原子力規制庁 13階会議室A

議事

○熊谷（核燃料施設等監視部門） では、時間になりましたので、説明会のほうを開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、本説明会に御参加いただき、また日ごろ原子力規制行政への御理解、御協力賜りまして、どうもありがとうございます。このような説明会は約2年前の平成28年3月にも開催させていただきまして、それぶりの説明会になります。

今回の説明会の趣旨としましては、非該当使用者の方以外の事業者に関しては、我々保安検査という形で定期的にお伺いして、情報交換等する場があるんですが、非該当の方々に対してはそういう場がないということもありまして、今回制度も変わるものですから、その辺の情報をまとめてお伝えしようと思って開催させていただいた次第でございます。

本日の御説明の内容は、平成32年4月から新しい検査制度、新検査制度と呼んでいますけれども、その内容のお話と、あと法律の改正に伴いまして議題の2でございます品質管理の体制の整備、この辺の要求事項も非該当の方にも要求がかかってくるものですから、何を準備すればいいかということを含めて、今回、御説明の場を設けさせていただきました。

本日、前のほうにカメラが回っていますが、これは御参加いただけない方に同じ情報をお届けするという観点から、You Tubeの映像を録画しているものでございまして、あまりこれに気になさらずに御質問、御意見いただければと思います。御意見等いただくときは名前等を名乗る必要ございませんので、遠慮なくいただければと思います。

それでは、本日、私、熊谷と申しまして、司会進行させていただきます。あと説明者の紹介をさせていただきます。

まず、核燃料施設等監視部門の関です。

○関（核燃料施設等監視部門） 関と申します。よろしくお願いたします。

- 熊谷（核燃料施設等監視部門） 隣が検査総括課の古作です。
- 古作（検査監督総括課） 古作です。よろしくお願いします。
- 熊谷（核燃料施設等監視部門） その隣が使用施設を担当します本多です。
- 本多（研究炉等審査部門） よろしくお願いします。
- 熊谷（核燃料施設等監視部門） 一番向こうが、技術基準を担当しています佐々木です。
- 佐々木（技術基盤課） よろしくお願いします。
- 熊谷（核燃料施設等監視部門） 本日はここに座っているメンバーで対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の確認ですけれども、資料、今回クリップ止めで一まとめにしておりまして、資料1、2、3というのをメインに使わせていただきます。後ろのほうに参考資料として参考1、2、3という、法律関係の抜粋で、特にこれは公表された文書を添付している関係上、いろいろ様式が違うものがありますが、これは適宜説明の中で引用させていただく予定でございます。落丁等ございましたら、途中でも結構ですので、挙手いただければ、すぐ資料のほう、交換させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題1の2020年施行予定の法改正事項の説明について、古作のほうから説明させていただきます。

- 古作（検査監督総括課） 原子力規制庁、検査監督総括課の古作と申します。よろしくお願いします。

私からの説明としましては、資料1でお配りをさせていただいていますものを基本にしつつ、参考資料のほうでお配りしている法律の皆さんに関係する部分ですとか、参考の3でお配りしています、現状考えている核燃料物質の使用に関する規則の改正のイメージとといったことを少し御紹介をして、再来年度、2020年4月から皆さんがどのように保安のための活動といったようなところに対応し、我々の検査に対応していただく必要があるかといったことを概略御紹介したいというふうに思っております。

そうしましたら資料1のほうでめくっていただいて、1. となっております政令第41条非該当の使用者とはということですがけれども、今回、先ほど熊谷統括からも話もありましたように、第41条該当の方は保安規定などがあつたりといったことで、これまでも保安検査を受けていただくというようなこともありまして、我々のほうで開催をしております検査制度の見直しに関する検討チームですとか、その下にワーキンググループというのを開催をして、これまで法律改正の前から議論を進めておりまして、その場にも参加をしていた

だいておりました。

一方で、非該当の方々につきましては、いきなりどういう状況かもわからずに呼ばれても何だかわからないということだと思いますので、具体化するまであまり御紹介する機会を設けていなかったといったところです。一応2年前に法改正、こんな方向ですよということは私からも御紹介をさせていただきましたけれども、そのときもまだ法律が固まっている状況ではなかったので、すごい概略でしかお話できなかったということだと思いますので、今日の断面では参考資料3でも規則のレベルまで少し織り込んできていますので、この断面でお話をさせていただき、と言いつつ、まだ具体的に切り切れていない部分がありますので、それはまた施行の前にもう一度説明する機会を設けながら、段階的に御紹介をしていければというところでございます。

このページについては、政令該当・非該当で皆さんもう十分御存知だと思うんですけども、核燃料物質の使用に関する規制としましては、原子炉等規制法の第52条から規定はされております。その中で施設検査という、使う前に設備を確認するといったような検査と、あと先ほどお話しした保安規定というのを定めて、使用するに当たっての留意事項などをしっかりと整理をして運用するといったことの規制について、ある程度の核燃料物質の量を持っている方について規制をし、少ない方についてはその対応は必要ないでしょうということで、法律で整理をされている部分の、具体的にどの量ですかというのを定めたのが政令の第41条ということですので、皆様方は今小さい字で書いていますけども、この物量を持っていらっしやらないという方々ということでございます。

めくっていただいて、政令非該当の使用者に対しての規制体系がどう変わったのかというのをごく簡単にまとめたのがこのページになります。まずは今回の法改正については、この四角囲みに書いてありますように、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」ということで、既存の法律をこういうふうにもろもろ変えていきますよという法律を定めたということでございます。

全体を改正する法律ということなので、この「等」の中には放射性同位元素の規制に関する、いわゆるRI法と言われているものですか、基準法といっている放射線審議会の設置について規定している法律も改正ということがありまして、全体的には6条構成になっております。そのうち原子炉等規制法の改正は第1条から第3条というところで規定をしております。

その第1条については、皆様方の対象となる条文のところは改正されていまして、その点がここに書いてあります上二つになります。従来は第57条、第57条の4、第57条の5といったところで、使用、貯蔵、廃棄、運搬に関しての基準という形で定めますとあって、具体的には規則のほうでどういうことをやりなさいよ、どういうことを守りなさいよということの規定をさせていただいておりました。

この点について、ほかの事業につきましては、基準という書き方ではなくて、新法のほうで書いてあるところですが、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置ということで、類似のものをほかの事業では定めておりました。これを第1条改正においてほかの事業と体系を合わせるといった改正をしております。

この改正した理由については、その次の項目で使用の停止等というような規定がほかの事業にあるところ、使用には規定がなかったというものを導入をするということでございまして、具体的には規制要求に合致していない場合には、合致させるように措置を命ずるということでございます。至極、規制としては当然のことなわけではありますが、これまで整備されていなかったということで、対応しております。皆様方でいいますと、立入検査などをした際に、何か不備があったときにこうしなさいよということになると思うのですが、それが法的に明確になっていなかったということなのを、今回明確にしたというふうに思っていたいただければよいかと思います。

あと、その次の使用の廃止に伴う措置というものについては、これはほかの規定が変わったことで条番号が変わっただけとさせていただければいいので、内容については変わっておりません。ここまでが既に法律が施行されておまして、実際に運用が始まっているというところです。

今回、メインで御紹介をしていますのは、その次の項目で、原子力規制検査に基づく監督というものが第61条の2の2という形で、2020年4月に施行になるというところでございます。あわせて同タイミングでその次、使用の許可の際に、保安のための業務に係る品質管理の体制整備というものを、許可事項として申請書の本文に記載してくださいというようなことが規定をされます。

これについては、法律の附則のほうで許可自体は、もともと許可をもらっている人は新法においても許可者とみなす、使用者としてみなすということで規定をしておるのですが、といってもどういうことを申請書に書いた形にして運用しているかといったことを明確にしないと、その後の変更管理ということができませんので、施行から3月以内と

いったことで届出をしてもらうという附則になっております。その点、詳細についてはこの後、議題2、3といったところでお話をさせていただきます。

次のページに行っていただきますと、今申し上げた最初の第1条改正のポイントといったことで記載をさせていただいています。もう概ねしゃべってしまったのですが、めくっていただいてもよろしいですか。

第1条改正、もう既に規則のほうも改正をして、皆様にも周知させていただいているとは思いますが、内容としては基本的には変わらずに、規制の体系として「基準」という形から「措置の要求」という形に書き換えているということでございます。あわせてそれに対して不備があれば、措置命令を講ずるという形にしたものですので、この点はこの後、我々が検査に入るといったときに、この認識がされていませんか、現場で何を検査されているのかわからないとか、何をしなければいけないのかといった、認識の点で意識の齟齬が出てしまうと混乱をしますので、この点十分認識をしておいていただければと思います。

次のページへ行っていただきまして、第2条、先ほど言ったように番号がずれているだけですので省略させていただいて、第3条改正のポイントといったことです。原子力規制検査ということで、先ほど御紹介をしましたけれども、具体的にはこれまで保安検査というものを運用についてはメインに検査をさせていただいて、その対象は政令非該当の方々には対象になっていなかったと。

その分を昨年度から立入検査という形で見させていただくということで運用を進めておりますが、この制度ができたときには、現状の立入検査という運用を、原子力規制検査という形の運用に移行するというふうに思っていたければ結構です。ほかの事業については保安検査が原子力規制検査に替わるということです。同じように、核物質防護検査についても原子力規制検査に統合します。それ以外にも施設定期検査など、使用ではないんですけども、それ以外の事業である使用前検査ですとか、施設定期検査といったものも全体的に統合して原子力規制検査ということにするものです。

その理由としましては、いろいろな検査で重複するような部分であったり、いろいろな人が来て、それぞれいろいろなことを言うということで、現場が混乱してもいけないだろうということで、全体を一体として見て、我々の対応としても平仄をあわせるということ。あとは安全上の意味合いを考えて、適切な程度で問題のあるところを重点的にということで、柔軟に対応するために検査の枠組みとしては一つにまとめたというところがございます。

す。

その次の○が品質管理の要求ということなのですが、こちらについては先ほどお話ししたように、次の議題でお話をさせていただきます。

その次の○が、今お話ししたようにこれまでの立入検査というものが規制検査に変わりますということです。実際の運用としましては、発電所ですとかもろもろの事業者については従来どおり常駐をしたり、四半期に検査をしたりというような頻度の高い状態で検査をさせていただきますけれども、皆様方に対してはリスクはもともと大きくないというところがありますので、その点を踏まえながらグレーデッドアプローチと言っていますけれども、程度をどの程度にしたらいいのかというのをこれから検討して、具体的にどうしていくかというのを、またお話をさせていただきたいと思っております。

その次のページが、今の原子力規制検査の全体の体系を、イメージとして表したものでございます。一番上の検査といったところで事業者の活動、皆様方の活動というのを見させていただいて、何らか基準なり先ほどの措置の要求に合致していないというようなものがあつた場合には、検査における気付き事項とその検査の下に書いていますけれども、まず論点として抽出させていただいて、皆様方と議論をさせていただきます。その中で本当に問題だというようなものがあれば、その下のほうにいて、指摘事項の重要度の評価といったようなことをやります。

これによってどの程度の問題なのかといったようなことを議論させていただき、それによって問題なものはしっかりと対応する。議論した結果、さほど安全に影響をしていないということであれば、皆様方に改善をしていただくということで、程度に応じた対応をとっていただくというものでございます。

重要な問題につきましては、左側にいきまして強制措置、先ほど新たに設けたといった命令を講じるというようなことですか、もろもろ対応をとることがありますけれども、大きな問題ではないというふうに判断された場合には、そういった措置は講じずに、引き続き皆様方でしっかりと対応していただくということになります。

そういった状況を下側の青で枠囲みさせていただいていますけれども、総合的な評定ということで、どういう管理状態になっているかという評価をして、公表していくということになってございます。この評定の結果に応じて次の検査の頻度ですか、程度といったものを変えていただくというのが基本的な制度の骨格になっています。

これポンチ絵ですので、具体的にどういう規定なのかというのを少し御紹介したいと思います。

うのですけれども、参考資料1をお開きいただくと、法律の抜粋になってございます。最初のページが第56条の3ということで、第1条改正で対応してある講ずべき措置で、施設等の保全、物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄といったようなことをしっかりやっていただくということと、第2項では核物質防護を講じていただくということが規定をされてございます。その次がそれに対して不十分な場合には措置を命ずることができるという規定です。

その下は条番号がずれたものですので、省略をさせていただいて、その次が第52条、許可の断面で、新しくできましたのが次のページに行っていた第2項で、許可の本文事項が記載をされている中の第10号で、品質管理に必要な体制の整備というものを新たに追加をしたということでございます。

原子力規制検査については、その次に書いてある第61条の2の2ということで、この次のページに行っていただくと、ずらっと並んでいて下側から数字で2、3と書いてあって、その次、4、5、6ということで、第10項まで規定されておまして、第1項で記載しておりますのが、この原子力規制検査で見る対象としている事業者の活動を記載しております。第1号については、事業者検査に対してということですので、基本的には皆様方は対象物はありません。その次の第2号については、技術上の基準ということの遵守状況ということで、こちらも皆様方は直接関係はありません。核原料物質の使用者である方については、ここの口のところが該当することになります。

その次の第3号については、認可をされているものに対する実施状況でして、今は保安規定ですので、皆様方関係ないんですけれども、めくっていただいた口は、核物質防護規定でして、これはまた安全のほうとは別のところで量の制限をかけて規定しておりますので、場合によっては皆様方該当する方もいらっしゃるかもしれません。

その次、ハ、ニについては、廃止措置計画ということですので、廃止措置の段階で認可を受けた場合には検査の対象に入ってくるというものになります。

ホは閉鎖措置ということなので、皆様方と関係ありませんが、ヘで放射能濃度の測定及び評価の方法ということで、クリアランス制度と言っていますけれども、放射性廃棄物として扱わなくてよい、一般産業廃棄物として扱っていいよというようなところの運用をしたいということで認可を受けた方については、それに対する実施というところを検査対象として見させていただくということになります。

その次の第4号につきましては、先ほどもお話しした措置として新たに整理をしたといったものに対しての検査ということで、イが核物質防護の関係です。ロが保安のための必

要な措置ということで、これまでの使用ですとか貯蔵、廃棄といったことを見させていた
だくというところ。この口の一番最後に第58条とありますけれども、こちら事業所外廃棄
の関係の条文になっております。その次のハが第59条ということで、こちら外運搬の関係
ということで、これら一連のものを原子力規制検査の対象にしているということを御理解
いただければと思います。

あとは第3項を見ていただくと、検査官の権限のような形のもので書いてありまして、
事務所、工場、事業所への立入りで帳簿書類等の物件の検査、関係者の質問といったよう
なことを我々として実施するといったことを記載をさせていただいています。その後、身
分証を携帯しましょうですとか、犯罪捜査のためではないですよといったようなことで、
これは従来、保安検査ですとか立入検査でも、検査官としての位置づけといったことを規
定されているものを、そのままここでも規定していますので、従来から基本的には変わら
ないと思っていただければ結構です。

一方で、第6項では効果的、効率的な実施に努めるということで規定をしておりますの
で、この点で状況に応じて適切にやっていくということになります。その関係では第2項
で御説明をし忘れてしまったのですが、第2項で、評定の結果その他の事情を勘案して
検査を行いますということを規定しております。先ほど言ったように事業者の活動の状
況に応じて検査をする、あるいはもともとのリスクの程度に応じて検査をするといったこ
とがこの辺りで表現されております。ですので、ほかの同じ条文で原子力発電所とかも検
査をしますけれども、その運用については程度を違うようにして運用するということが法
律で担保されているというふうに思っただければと思います。

それで、その評定についてが第7項で規定をされてありまして、検査の内容を踏まえて
評定をしますということ。第8項ではその評定においては事業者が最新の知見を踏まえて
改善が図られているかどうかということを勘案しますということで、自助努力でいろいろ
と改善をしているという者であれば、それを評価をし、次の検査についても簡単にしてい
くということ。あるいはそういう取組が見られないという方については、強めに検査をし
ていく必要があるだろうというようなことを見ていきたいというところが表されておしま
す。

第9項が通知・公表で、第10項については何らかの問題が検査で見受けられた場合には、
措置の命令等につなげますよということが書かれているというのが今回の規制検査の骨格
となる条文でございます。

戻っていただいて、資料1の7ページについては、今、法律のほうは御紹介しましたけれども、これだけでは具体的にどうなのかというのはわからないので、規則を定めるですとか、あるいはその規則に基づいた具体的な運用について原子力規制検査で言いますと、真ん中のところ、黄色で枠組みをしておりますところで実施要領というのを定めて、全体的にどう運用するのかを明確にする。さらに具体的なところというのはガイドというのをそろそろ作成をして明確化をしていくということで、順次、文書化を進めているところでございます。

この辺りにつきましては、ほかの事業者につきましては本年度の下期、10月から試運用ということで試し運転をしております、そのために必要な文書というのを9月3日の検査見直しワーキンググループというところで資料として公開をしております。ホームページで公開しておりますので、そのページを見ていただければ全体の状況というのは見られるかなと思いますけれども、その中で皆様方に関係するといったところを抜き出してきていますのが、今回の参考資料3でございます。

参考資料3は使用に関する規則についてまとめてございまして、最初のページのところは許可の断面での新たに追加したものについて、どういうことを記載しなければいけないのかといったこと。第2項では添付書類としてその品質管理についての体制というものを説明してもらいますというようなことを記載をしております。

その次のページのほうに行ってもらいますと、使用前検査、これまで施設検査と書いていたものが書いてまいりますけれども、こちらの皆さんには直接関係しませんので説明を飛ばさせていただき、関係しますのは下でページ数が書いてあるところの9ページぐらいからになります。

具体的には8ページからで（記録）といったところからが皆様に関係してくるのですが、記録についてはまだ精査できていない状態ですので、今後整理をするということで、その段階でまた御紹介をしたいと思います。

9ページには、措置の要求を先ほど第1条改正で追加をしたというところではございますけれども、その条文の中に、新たに施設の管理について具体的に規定を追加をしたいというふうに思っております。こちらについてはほかの事業者と同じように、施設に求められる機能は何なのか、その機能を達成するために何をしなきゃいけないのかということと事前に考えて、設備を維持していただくということを規定をしているものでございます。

と言いつつ、皆様方はさほどその施設に依存して活動しないと安全が確保できないとい

った活動はそうそうないかと思えます。少量の物質を保管だけしているという方であれば、容器が腐食していないか、漏れを起こすような状態になっていないかといったようなことを定期的に確認していただくというようなことで十分だと思えます。あるいはフードなどで取り扱うという方であれば、フードの風量が確保できているか、確保するようにメンテナンス、何をしなきゃいけないかということを考えて実施していただくということが、この部分で明確にされているというふうに思っていただけだと思います。それ以降は従来のものというのが基本になってございます。

今お話ししたようなものも、実際に検査に入るときにはちゃんとやられていますかということを見にいかせていただきますけれども、といっても実際僕らは何をしたらいいんだというような、どこまでやったら検査でだめと言われないで済むのかというようなことは、今の説明でもまだわからないと思えますので、もう少しほかの事業者、特に政令該当使用者の方の運用が具体化したところで、また皆様方にはこの程度のものなんですよということを紹介する機会を設けたいというふうに思っております。

資料にまた戻っていただきますと、8ページで、ここでフリーアクセスということを書いておりますけれども、先ほど法律のほうで御紹介をさせていただいた検査で何をやるのか、立ち入りをします、物件検査をします、質問をしますといったようなことについて、どういうふうにやればいいのかといったことを少し議論しているというものでございますけれども、基本的にはそういうことをやろうとしたときに、物を隠すとかということを書かれると検査ができないということで、いろいろと問題が起きますので、そういうことはないようにということと、後はこういう書類を見せてくださいとかというものについて、なるべく速やかに出していただくというか、そこら辺の整理をしておいていただいて、短期間にいろいろと情報を見せてもらえるように準備をしておいていただければというところがポイントかと思えます。

ほかの事業者については常駐をしたりということで、皆様方に検査に入りますよと言わずに、日常的に検査をしていくというようなことの話も、このフリーアクセスという言葉の中で議論させていただいているのですけれども、皆様の場合には常駐とかはありませんので、いついつ行きたいのですけど、いらっしゃいますかというような、事前のお話というのは実質はさせていただくことになると思えますので、現行の立入検査と大きくは変わらないということで思っていただければ結構かと思えます。

最後に参考としてつけさせていただきましたのは、なんでこんな改正したんだというこ

とで、これは2年前にも御紹介しましたが、やはり原子力安全を確保するというの
は、まずは実際に許可をもって対応しておられる皆様方がしっかりやること
とを明確にしたいということ。その分、我々は余計な指図まではしない。規制
要求を満足している範囲においては、皆様がやりたいようにやっていただき
て、それを見た状況で問題があれば御指摘をさせていただくという、その
関係性を明確にしていきたいということでございます。

それで明確にすることによって、皆様方が自助努力を発揮しやすい環境
をつくって、より安全を高めていければということですので、ぜひ自分
たちの活動をどうやったらやりやすいのか、安全確保した上で自分
たちの活動をよりよくしていただければというところでございます。

ややいろいろと文句ですとか、批判を浴びた上でやるといいますと、
どうしてもやる気が阻害をされると思います。そういったところのない
ように事前にやっておいていただければ、混乱もなく済むのではない
かなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） じゃあ議題ごとに区切りたいと思
います。まず今の資料1の新しい検査制度の内容について、ご不明な点
やご質問ありましたら挙手のほうお願いします。ございませ
んでしょうか。じゃあ、また別の機会でも同じ資料1の質問をして
いただいても構いませんので、議題2のほうも進めたいと思
います。

じゃあ、議題2が品質管理の体制に関する要求事項ということで、
関のほうから説明させていただきます。

○関（核燃料施設等監視部門） 品質管理の体制整備に関する要
求事項について、御説明させていただきます。

はじめに、2020年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律」が改正され、使用の許可申請書に品質管理に
必要な体制の整備に関する事項が追加されるとともに、新たに
原子力規制検査が開始されます。

また、これにあわせて「原子力施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、品質基準規則）
が導入され、使用者（政令41条非該当）にも適用されること
となります。

本日は、品質基準規則の概要を御紹介するとともに、使用者（政
令41条非該当）の皆

様をお願いする事項について御説明いたします。

品質基準規則とは、目的、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保すること。

内容。・国際規格（ISO9001やIAEA基準）に過去のトラブル事象の反省等を反映した品質マネジメントシステム(QMS)要求事項を定めたものです。

計画、実施、評価、改善のサイクル（PDCAサイクル）を回すことにより、原子力安全に関わる業務の継続的な改善の実施を求めるものです。

マネジメントレビューや内部監査などを含んだ多岐にわたる内容となっておりますが、放射線による有害な影響に人及び環境が晒されるリスクの低い使用者（政令41条非該当）への適用には、原子力の安全性の確保に与える重要性に応じた適用（グレーデッドアプローチ）を行うことを検討中です。

今回の規制制度の見直しの基本的考え方として、事業者の安全確保に関する一義的責任が果たされ、自らの主体性により、継続的に安全性の向上が図られるということがございます。

今から品質基準規則に基づく自主的な改善活動の例を御紹介いたします。

核燃料物質の入ったドラム缶を保管廃棄している部屋の見回り時に、ドラム缶に結露が付いていることを発見！そのままにしておくと、ドラム缶が錆びて核燃料物質が漏えいする可能性が懸念されました。

原子力のゲンコちゃん登場です。

「核燃料物質の閉じ込めの機能低下のリスクが高まっている。どうかしなくては。」

「うーん。何か改善策はないかな〜。」

「そうだ！除湿器を設置して部屋の湿度を下げよう！」

除湿器を置いて部屋の湿度を湿度計で監視測定した結果、湿度の低下は見られたもののドラム缶への結露の付着は続きました。

ゲンコちゃん。「改善策を実施したのに！ショック！」

「う〜ん。どうしてかな〜。」

ゲンコちゃん、現場を注意深く観察しました。結露はドラム缶の下部に集中しており、ドラム缶をコンクリートの床面にそのまま置いていることに気がつきました。

「そうだ！床面の温度がドラム缶の下部に伝わって結露が発生したのかも。ドラム缶の下にパレット（すのこ）を敷いてみよう。」

パレット（すのこ）を敷いた結果、ドラム缶への結露は改善されました。

「ヤッタ！」

皆様へのお願い。原子力安全の向上のため、日常の業務において懸案事項がないか、常に意識して、皆さん御自身が探しにいき、継続的な改善を行ってください。ゲンコちゃんは最初改善策を立てましたが、うまく改善できませんでした。改善策を立ててうまくいかなければ、もう一度評価を行って改善策を見直してください。そして、実行してください。ゲンコちゃんは現場を注意深く観察することで新たな原因を見つけだし、改善策を立て、実行した結果、ついに改善できました。原子力規制検査におきましては、皆様の自主的な改善活動を確認いたします。

上記改善につきまして、記録の作成及び保存を法令で要求することを検討中です。つきましては、自主的な記録の作成・保存をお願いいたします。記録には実施日、実施内容、実施者などを記載ください。現行の核燃料物質の使用などに関する規則、第2条の11、記録での使用者、政令第41条該当要求は以下のとおりですが、品質基準規則の導入を踏まえ、政令41条非該当にも品質マネジメントシステムに関わる記録類を求める可能性がございますので、確定され次第、提示いたします。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、今、議題2で品質管理の体制整備に係る説明をさせていただきましたけども、こちらの内容で何か御不明な点や御質問等ありましたら、挙手のほう、お願いいたします。どうぞ。

○参加者 すみません。今、最後の「可能性があります」というのは、どういうことになるのかなと。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） こちら、今添付させていただいているのが現行の使用規則の、これは該当施設への要求事項になります。該当施設は品質保証計画というのを作成いただいて、3年間保存してくださいというルールになっております。今回、品質基準規則というのが新しく加わりますので、ここが該当だけじゃなくて非該当にもなるかというのを検討しております。検討が夏ごろまで今のスケジュールで進めていまして、非該当の方にも例えば記録を3年間保存してくださいということになれば、このルールにのっとって運用していただくことになるということで、まだ検討中ということで「可能性」という表現を使わせていただいている状況です。

どうぞ。

○参加者 1番の議題の2番目のことですが。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） マイク、どうぞ。

○参加者 1番のほうの4ページのところで、使用の許可2020年施行というふうになっているのですが、実際にこの期間で我々がやらなければいけないことというのは、いわゆる品質管理の文章をつくり、今の許可をいただいているものに添付するような格好になるという理解でよろしいのでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） お答えします。ごめんなさい、議題3になりますけど、実際に具体的に必要となる手続きをまとめた資料、準備していますので、こちらのほう説明させていただきます。

資料3でございまして、1.の手続き等の右側の欄に書いてあるのが具体的に必要となる手続きで、その数は三つです。まず法律に基づいて、先ほど申しましたとおり、許可の一つの要求事項に品質管理の体制に関する説明書が必要となります。必要となるので、その説明書を主な内容の二つ目のポチに記載しましたが、附則の第3条というところに、施行後三月以内に変更事項を届けてくださいというのが決まっております。なので、体制に関する説明書を20年の4月から7月の間に提出いただくこととなります。これがまず一つ必要な手続きです。

二つ目が2行目の欄ですけども、古作が申しましたとおり、施設等の管理、これ保安のために講ずべき措置ということで、規則で細かく記載がされていますので、これに基づいた施設等の管理を行ってくださいということです。これも具体的に何をどの程度というのは、さっき申しましたとおり使用の該当、非該当、原料という形で、グレードを分けて求めるレベルを、我々としての検討していますので、それは追って説明させていただく機会を設けさせていただきたいと思います。あと三つ目が、今、議題2のほうで説明しましたとおり、業務の改善です。この改善活動を行ってくださいということで、提出するものが一つ目のもので、その他は事業者さんで改善活動を進めてくださいということで、この三つが必要となる手続きです。

加えて先ほど申しましたとおり、原子力規制検査という形で、我々今まで10年に1度の検査でお伺いしてはいたけども、それがもうちょっと短い頻度でお伺いして、この二つ目の施設の管理とか、業務の改善がされているかというのを、チェックさせていただくという仕組みに変わるものでございます。

実はこの説明会、月曜日にも実施しておりまして、その中でも御質問があったところな

んですけども、一つ目の変更事項の届け出というところは具体的にどのようなものを出したらいいかというのが悩んでいるみたいな、そういう御質問をいただきましたので、それもこちらのほうで、このようなものを出してくださいという事例的なものを、また後日お示ししたいなと思っております。これの非該当以外の方は結構大きな組織で活動されているところがあるんですけども、こちらのほうはあまり我々と情報交換の場がないので、具体的に添付する事例的なものを示すことを考えております。

以上です。

○古作（検査監督総括課） すみません、検査監督総括課から1点補足させていただきます。

先ほどの記録の関係ですけれども、参考の3の資料で下で書いてある8ページのところ、第2条の11ということで現行規定されていまして、これはこの資料では別途検討としか書いていないので、どういうことが規定されていて、今後どうしていくことになるのかというのをお示ししていない状況なのですけれども、現状規定されている中に政令該当の方のみ要求がかかっているといったところで、今、品質保証計画というのがありますけれども、同じように施設管理に関しては、保守記録というのでどういう巡視点検をしているか、誰がやりましたかというものについても政令該当の方は、今、記録をすることになってございます。その点も今後は皆様方にも記録要求がかかると、先ほど言ったように、もとの措置要求として要求はかかりますので、対応しての記録ということも追加になると思います。

先ほどお話ししたようにQMS関係についても記録がかかるだろうということがありますので、具体的にどのようなものを記録として保存する必要があるのかといったことも、今後我々のほうでも検討を進めて、具体的なことを提示をしていきたいというふうに思っております。その骨格としては、規則の改正の中でこの条文がどう変わるのかというのを見ていただいた上で、認識をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほかにございませんでしょうか。議題1、2、3いずれでも結構です。じゃあ、まずは手前の方からお願いします。

○参加者 すみません、資料2のほうに原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則・解釈と、ここが書いてあるんですけど、多分これISOの9001をベースにしたような形で書かれているのかなと、こういうふうに見てきたんですけども、第41条非該当施設というのは割と小さなところで、例えば大学ですと独立した

形になっておりまして、トップからボトムまでそういう品質保証に関する知識みたいなのがないと、多分一般のところではできないと思うんですけど、大学みたいな小さなところで、これを全部適用されると非常に困るといふか、多分できないだろうと思うんですけど、例えば施設の維持管理にしましても、調達管理からどんどん資料が増えていって、資料が増えるということは、欠点がいっぱい出てくるということで、突っ込みどころ満載の資料がたくさん積み重なると、そういうような構図が見えてくるんですけども、こういう第41条非該当というのは、先ほどからありますように、グレーデッドアプローチということで、多分、品質管理の体制、そういったものを明確にこういうような形でやれるといいですよというふうな、そういう例を示していただくと非常にわかりやすいかと、こういうふうにするんですけど、よろしく願いいたします。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

先ほど熊谷のほうからもお話しさせていただいたように、具体的な例というのは整理をして、御提示をして、イメージを合わせていきたいと思っております。言われるように、程度に応じて運用方法を変えると。そもそもISO9000もその組織に合った運用の仕方というのを適用していくということが基本的な理念だと思いますので、そういったところで皆様方がどうやれば確実にPDCAが回るのか、よりよいものにできるのかといったことを、場合によっては疑問点とかは言っていただいて、よりよい方法というのをイメージ合わせをしていければというふうに思います。

ISO9000も一人の事業であつても適用されている方もいらっしゃるというふうに聞いていますので、状況、状況に応じての運用ということで考えていきたいと思っております。その点も規則の解釈ですとかいったところも含めて、そういう運用が阻害されるようなことのないように、規定のほうは考えていきたいというふうに思っております。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） もう一方、どうぞ。

○参加者 すみません、1番と2番、どちらでも出てきたんですが、グレーデッドアプローチというところなんですが、定量的にといふか、数字であるとか、中身についてある程度決まっているものですか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） グレーデッドアプローチは、こういう概念の言葉でありまして、今、我々規制上の差異として、例えば重大事故対応が求められている設備とそれ以外とか、あと環境への放出度合いによって防災対策がどのぐらい違いがあるのかとか、いろんな要素が設備の特徴に応じてありまして、あと現行、我々が規制での関与の程度、

例えば保安検査という年に4回の検査は発電炉は2週間、3週間の検査をやらせていただいているんですけども、試験炉は3日とか4日。こちらの使用の非該当に関しては多分半日ぐらいというところで、規制の関与の仕方も施設の特徴に応じて強弱つけていまして、そういうものを含めまして、今回のグレーデッドアプローチという考え方の中に盛り込んでいきたいと考えております。

具体的にまだどこがどの程度というのがいろいろと検討中でありまして、今日お示しすることができないんですけども、そういう規制の強弱等の状況を踏まえた差異を踏まえて検討していく予定でございます。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作から補足をさせていただきますと、政令非該当の関係ではまだ議論はスタートしていませんが、発電所から政令該当使用者までの点について、今、熊谷が話をしたようないろいろな視点を踏まえて、どういようにアプローチの仕方の程度を変えたらいいのかというようなことのイメージをつくっていくために、試運用というのを10月から始めております。

一連の施設の状況を試運用の形で見させていただき、どういうふうに新制度でやればいいのかなというのを実際にやりながら事業者側にも意見を聞いて検討を進めているところです。その試運用については、半期ごとに仕切りをつくって検討を進めていこうと思っております、今10月からはフェーズ1ということで、今年度中の運用ということで、一通りを見ているところです。

その結果を踏まえながら、どの施設、どのレベルで、あるいはその施設においても廃止措置段階なのか、運転段階なのかも含めて、いろいろな断面で程度を変える必要があるだろうというふうに思っていますので、それがどういう区分けでどの程度にしていけばいいのかというのを整理をしていきたいというふうに思っています。その中で、政令該当使用者の程度がある程度見えてきますと、それであれば非該当についてはこの程度でいいかなというようなことのイメージができるだろうと思っておりますので、その検討の進捗に応じて、またお示しをしていきたいというふうに思っております。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほか、ございますか。前から三つ目の方、お願いします。

○参加者 すみません、教えてください。

一連の法改正がありまして、原子力規制検査、これが体制としては2020年4月からできる形にはなるのですね。実際は書類の整備でありますとか、品質保証体制の整備でありま

すとか、そういうところも4月からスタートしたところで、それを運用して実際に検査として立ち入っていただいてグレード分けしていくような状況になるのは、もしかしたらば次年度以降とか、そんなタイミングになるんじゃないかなと思うんですけども、実際としてはどのようにお考えでしょうか。

○古作（検査監督総括課） すみません。検査監督総括課の古作ですけれども、おっしゃられるように、法施行されれば規則もあわせて施行するということになって、実施義務については4月から発生をいたします。一方で、検査をじゃあ4月から一気に全員入るかという、そういうわけにはいきませんので、順次入っていくという、立入検査と同じような感じですけども、順次になります。

実際に検査に入るのは順次ですけども、義務はかかっていますので、やっていなければいけない状態。でも、本当にこの程度でよかったんだっけという不安感が残るところだと思います。そういう不安があまりない状態に入れるように、特に来年度の下期にいろいろと情報をこちらからも提示をし、不安なものは質問を投げかけていただきということで、事前の段階でいろいろとコミュニケーションをとっていったらなというのが全体的な考え方です。

○参加者 ありがとうございます。最初のほうに当たったときになかなかそろっていないところで、グレードが悪くなると困るなどと思って。

○古作（検査監督総括課） なるべくそうならないように、来年度、気をつけて対応していきたいと思います。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、どうぞ。

○参加者 品質体制の整備のことでお尋ねします。

先ほど、非該当施設についてはどこまで適用するかというのは検討中ということなんです。が、もし適用された場合に、どこまで準備しなきゃいけないというのがやはり気になるところで、参考資料の9ページ目から10ページ目にかけて、使用施設等の施設管理で要求されているのが第1号から第6号、第7号まであるんですけども、もし品質管理、こういったものが必要だというふうに求められたときに、例えば9ページの第1号では施設の管理に関する方針ということで、品質保証計画なんかがこれに該当するかと思いますし、第3号ですと施設管理の目標ということであれば、ほかの事業施設で今検討しておりますPIと呼ばれる、パフォーマンス・インジケータのことであつたり、あるいは第4号であれば施

設管理の実施に関する計画というのは、ほかの事業者で言うところの保全計画に相当する
ようなものだと思います。

第5号であれば有効性の評価という点であれば、保全の有効性評価というのを実施して、
第6号で計画に反映する。こういったところが品質の改善として求められていくと。これ
を先ほどのお話では次の夏ごろまでに検討して、順番にお示ししていただくと。それが方
針が決まってから準備をしようと思っても、相当な量になってしまう可能性もあるという
ことなので、やはりその辺、グレーデッドアプローチという点で、非該当施設に対してど
こまで要求するのかというのを、事業者の意見も聞いて検討していただければと思います
ので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作から、少しお話しさせていただきます
と、先ほどの品質管理の御質問のときにお答えをしておこうと思って、ちょっと言い忘れ
たのですが、必ずしも文書化を求めるのが品質管理ではなくて、要求事項をしっかりと
認識をして、それに対応することをしっかりとやるということが回っていれば、問題はな
いと思っただけなのが基本だと思っています。

その中で、それをするために書いておいたほうが部下であったり、職員に対して確実
にできるようになるよねということについては、文書として定めておいていただければい
いと思います。一人であれば指示する人もいないので、自分がしっかりと認識をしている
ということで、実質やっておられるのであれば、それは品質管理もやられているといった
ことにもなる部分もあると思います。ですので、どの程度の文書化が必要なのか、どう仕
分けをしていかなきゃいけないのかみたいところは、来年度、具体化をして、お話をし
ていければと思います。

特に、規模が小さくて物も少ないようなものであれば、わざわざ発電所のように保全計
画をつくらなきゃいけないとか、そういうことはしなくても、前回の保守点検の記録が残
っていて、いつぐらいにやろうということを考えておられるのであれば、その記録を見な
がら、次いつ点検してもらおうとかということを考えていくということでも十分対応でき
ているものだと思います。

そこら辺はまた我々が検査に入ったとき、そういったコミュニケーションを円滑にで
きるように、どうやっていけばいいのかといったことを、これから模索をしていきたい
というふうに思っております。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほかにございませんでしょうか。

それでは時間になりましたので、もし御不明な点ございましたら、資料3の下のほうに御質問の窓口というところで、部署名とメールアドレス記載していますので、遠慮なしにわからない点は御質問いただければと思います。

資料3の裏面が今日の資料とか映像等一式、規制庁のホームページに載せますので、会社の中で共有するような必要性がありましたら、ここを閲覧いただければと思います。

それでは時間になりましたので、説明会のほう、終了させていただきます。本当に今日はお忙しい中、御参加いただきましてどうもありがとうございました。また引き続きよろしく願いいたします。